

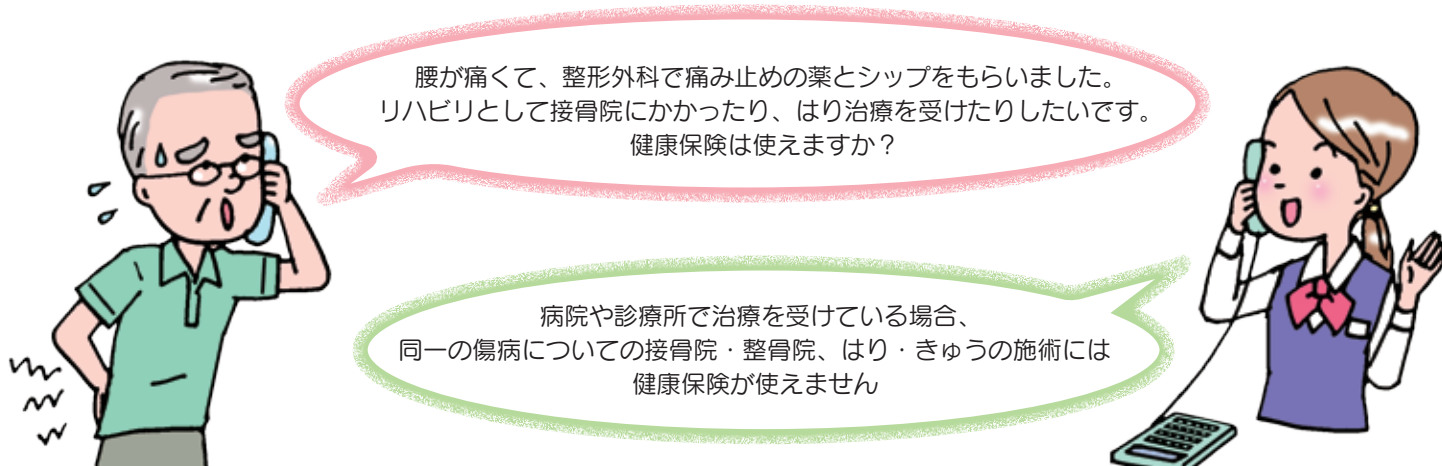


接骨院・整骨院、はり・きゅうで健康保険を使えないことがあるの？

接骨院・整骨院、はり・きゅうで健康保険が**使える**場合は次のとおりです。

接骨院・整骨院	はり・きゅう
外傷性 ^(※1) が明らかであり、負傷原因がはっきりしているケガをしたとき ● 打撲 ● 捻挫 ● 挫傷(肉離れなど) ● 骨折 ^(※2) ● 脱臼 ^(※2) ※1 外傷性とは、関節等の可動域を超えたねじれや、外力によって体の組織が損傷を受けた状態で、損傷の状態が慢性に至っていないものをいいます。 ※2 骨折・脱臼については、応急手当の場合を除き「医師の同意」が必要です。	主に、下記6つの傷病のいずれかに該当し、医師が、はり・きゅう治療の必要性を認めたとき ^(※3) ● 神経痛 ● リウマチ ● 腰痛症 ● 五十肩 ● 頸腕症候群 ● 頸椎捻挫後遺症 ※3 医師による診察と同意が、6か月に1度必要です。

みなさまからよく受ける質問にお答えします！



Q なぜ、病院や診療所で治療を受けると、接骨院・整骨院、はり・きゅうの施術に健康保険が使えないのですか？

保険医療機関で治療中のケガや病気は、保険医療機関での治療が優先されます。
このため、同一の部位に対する接骨院・整骨院、はり・きゅうの施術には、健康保険を使用できません。原則として全額自己負担となります。

病院・診療所 = 保険医療機関 → 保険証が使える

接骨院・整骨院
はり・きゅう院 ≠ 保険医療機関 → 健康保険を使用できる範囲が限られる

お知らせ掲示板

●任継・特退・家族のみなさまへ

お問い合わせは専用コールセンターへ！

加入中の各種手続きや健診についてのお問い合わせは、下記コールセンターでお受けします。保険証をお手元にご用意願います。

各種手続き専用 ☎0120-033-566

受付時間 8:50～17:20(土・日・祝日を除く)

健診専用 ☎0120-047-489

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日を除く)

●特退で2019年9月2日～2020年4月1日に70歳を迎えられる方の高齢受給者証の交付について

高齢受給者証の交付に際しては、事前に収入調査を行い、負担割合を判定します。
対象の方には、70歳の誕生月の1～2か月前に申請書を送付しますので、申請書に収入の確認できる証明書を添付し、返信用封筒にてご返送願います。

なお、高齢受給者証は、70歳に到達された翌月1日(誕生日が1日の場合は誕生日)から使用が可能になります。

生年月日に応じた収入調査および高齢受給者証発送の時期は、下表のとおり予定しています。

生年月日	収入調査時期	高齢受給者証発送日	高齢受給者証使用可能日(発効日)
1949年 9月2日～1949年10月1日	2019年 7月中旬	2019年 9月20日頃	2019年10月1日
1949年10月2日～1949年11月1日	2019年 8月中旬	2019年10月20日頃	2019年11月1日
1949年11月2日～1949年12月1日	2019年 9月中旬	2019年11月20日頃	2019年12月1日
1949年12月2日～1950年 1月1日	2019年10月中旬	2019年12月20日頃	2020年 1月1日
1950年 1月2日～1950年 2月1日	2019年11月中旬	2020年 1月20日頃	2020年 2月1日
1950年 2月2日～1950年 3月1日	2019年12月中旬	2020年 2月20日頃	2020年 3月1日
1950年 3月2日～1950年 4月1日	2020年 1月中旬	2020年 3月20日頃	2020年 4月1日

お問い合わせ先 任継・特退コールセンター

☎0120-033-566(平日8:50～17:20)

